糸島市補助金設計書

所管課 農業振興課

| 補助金名称 | 耕作放棄地有効活用事業補助金 |
|-------|-----------------------|
| 区分 | 奨励・支援的事業補助 |
| 該当例規等 | 糸島市耕作放棄地有効活用事業補助金交付規程 |

【長期総合計画体系】

基本目標7 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __農林水産業の振興

施策 __農業生産基盤を整備し、農産物の低コスト化を推進する

1 補助の目的

市内の耕作放棄地の再生利用を促進し、農地の確保及びその有効活用を図るため。

2 成果指標

成果指標:耕作放棄地の再生利用面積

目標値 : 4 h a /年

3 補助対象事業·補助対象者

|補助対象事業:再生作業に要する費用の一部

補助対象者 : 農業者

4 補助対象(外)経費

耕作放棄地の再生に必要な経費(市単独)

糸島市は県内でも耕作放棄地の割合が多く、農業者の高齢化、後継者不足も進んでいるため、国庫補助事業終了(平成30年度まで)後も市単独事業により農地への再生を目指す。

5 補助率·補助限度額、積算根拠

農用地区域における再生作業

5万円/10a(10a当たりの再生費用=10万円以上) 補助率 5/10以下

上記以外の区域における再生作業(市街化区域を除く)

2万円/10a(10a当たりの再生費用=10万円以上) 補助率 2/10以下

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和2年度まで(実計年度終了時に見直し)